

## 平成26年第2回墨田区議会定例会提出予定案件

### 予算

- 1 平成26年度墨田区一般会計補正予算

### 条例

- 1 職員の配偶者同行休業に関する条例
- 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 墨田区客引き行為等の防止に関する条例
- 5 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- 8 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 10 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 11 墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 12 墨田区私立幼稚園施設整備資金貸付条例の一部を改正する条例

### 契約

- 1 (仮称)すみだ北斎美術館新築工事請負契約
- 2 (仮称)すみだ北斎美術館新築に伴う空調設備工事請負契約
- 3 (仮称)すみだ北斎美術館新築に伴う電気設備工事請負契約
- 4 (仮称)すみだ北斎美術館展示設営物製造請負契約
- 5 旧木下川小学校解体工事(その1)請負契約
- 6 庁舎リフレッシュ計画に基づく熱源設備改修工事(その2)請負契約の一部変更について
- 7 緑幼稚園新築工事請負契約の一部変更について
- 8 物品の買入れについて

## 平成26年第2回墨田区議会定例会提出予定案件概要

### 条例

#### 1 職員の配偶者同行休業に関する条例

##### (1) 制定理由

地方公務員法の一部改正(25.11.22公布、26.2.21施行)により国の制度に準じて配偶者同行休業の制度が創設されたことに伴い、職員の配偶者同行休業について定める。

##### (2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

#### 2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正(25.11.22公布、26.2.21施行)による配偶者同行休業制度の導入に伴い、一定の期間において給与を支給しない職員に配偶者同行休業中の職員を加える。

##### (2) 施行期日等

公布の日

#### 3 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正(25.11.22公布、26.2.21施行)による配偶者同行休業制度の導入に伴い、退職手当の算定における除算期間に配偶者同行休業の期間を加える。

##### (2) 施行期日等

公布の日

#### 4 墨田区客引き行為等の防止に関する条例

##### (1) 制定理由

公共の場所における客引き行為等を防止することにより、区民生活の平穏を保持し、安全で安心な生活環境を確保するため、区及び区民等の責務、違反行為者に対する指導等について定める。

##### (2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

#### 5 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例

##### (1) 改正理由

地方税法の一部改正（26.3.31 公布、27.1.1 一部施行）に伴い、肉用牛の売却に係る課税特例等の適用期限の延長のほか、軽自動車税の税率の見直し等を行う。

- (2) 内容、施行期日等  
別紙3のとおり

6 墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

教育施設の有効利用を図るため緑幼稚園の園舎に緑小学校の施設を併設することに伴い、同校の位置を次のように改める。

現 行	改 正 案
緑二丁目12番12号	緑二丁目12番12号及び11番5号

- (2) 施行期日等  
本年9月1日

7 墨田区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

教育環境の改善を図るため緑幼稚園を移設することに伴い、同園の位置を次のように改める。

現 行	改 正 案
緑二丁目12番12号	緑二丁目11番5号

- (2) 施行期日等  
本年9月1日

8 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

地方公務員法の一部改正（25.11.22公布、26.2.21施行）による配偶者同行休業制度の導入に伴い、一定の期間において給与を支給しない職員に配偶者同行休業中の職員を加える。

- (2) 施行期日等  
公布の日

9 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（26.3.31 公布、施行）を踏まえ、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の補償基礎額を次のように改定する。

経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学校医 及び 学校歯科医	6,877円 (現行どおり)	8,620円	11,446円	12,986円	15,087円	16,090円
学校薬剤師	5,670円	6,573円	8,016円	9,671円	10,868円	12,042円
	5,664円	6,564円	8,001円	9,650円	10,845円	12,016円

(2) 施行期日等  
公布の日

10 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

時間を単位として利用する「第3種特定自転車駐車場」を新設するとともに、同駐車場の利用等について定める。

ア 使用料

区 分	使 用 料 の 額
上 限 額	24時間までごとに300円
2時間以内の利用	無料
2時間を超える利用	最初の2時間を除き、1時間までごとに100円

イ 設置予定場所

JR錦糸町駅（四ツ目通りガード下）

JR両国駅（国技館通りガード下）

条例においては使用料の上限額のみ規定し、1時間当たりの使用料の額及び設置場所は規則において規定する。

(2) 施行期日等

本年10月1日

11 墨田区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

本年4月1日付け組織改正により墨田区子ども・子育て会議の庶務を担当する部署の名称が改められたことに伴い、所要の規定整備をする。

(2) 施行期日等

公布の日

12 墨田区私立幼稚園施設整備資金貸付条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

ア 私立保育所修築資金貸付制度との統合

私立幼稚園及び私立保育所に対する貸付制度を統合し、題名を「墨田区私立幼稚園及び私立保育所施設整備資金貸付条例」に改める。

付則において墨田区私立保育所修築資金貸付条例を廃止する。

イ 貸付対象資金の統一

私立保育所の貸付対象資金に備品の購入（1件50万円以上）に係る資金を加え、私立幼稚園と同様とする。

ウ 貸付金の限度額の引上げ等

3,000万円 5,000万円

3,000万円を超え5,000万円以内の貸付金額に係る償還期間を据置期間経過後25年以内とする。

	現 行		改 正 案
	私立幼稚園施設整備資金	私立保育所修築資金	
対 象 資 金	修築及び備品の購入	修築のみ	修築及び備品の購入
貸 付 限 度 額	3,000万円	3,000万円	5,000万円
償 還 方 法	均等年賦償還	均等月賦償還	均等月賦償還
償還期限(最長)	据置期間経過後 20年以内	据置期間経過後 20年以内	据置期間経過後 25年以内

修築とは、修繕、模様替え、増築又は改築（建替え）をいう。

(2) 施行期日等

公布の日

契約

1 (仮称)すみだ北斎美術館新築工事請負契約

(1) 位 置 墨田区亀沢二丁目7番

(2) 契 約 金 額 22億1,076万円

(予定価格22億1,907万6,000円)

(3) 契約の相手方 大林・東武谷内田建設共同企業体

(4) 工 期 契約締結の日の翌日から平成28年4月28日まで

(5) 支出科目等 平成26年度 墨田区一般会計 区民生活費 文化振興費

北斎館建設費 工事請負費

平成27年度 債務負担行為

平成28年度 債務負担行為

- 2 (仮称)すみだ北斎美術館新築に伴う空調設備工事請負契約
- (1)位 置 墨田区亀沢二丁目7番
- (2)契約金額 2億7,000万円  
(予定価格3億7,014万8,400円)
- (3)契約の相手方 浦安・沖山建設共同企業体
- (4)工 期 契約締結の日の翌日から平成28年4月28日まで
- (5)支出科目等 平成26年度 墨田区一般会計 区民生活費 文化振興費  
北斎館建設費 工事請負費  
平成27年度 債務負担行為  
平成28年度 債務負担行為
- 3 (仮称)すみだ北斎美術館新築に伴う電気設備工事請負契約
- (1)位 置 墨田区亀沢二丁目7番
- (2)契約金額 2億6,244万円  
(予定価格2億6,283万9,600円)
- (3)契約の相手方 大栄・事業建設共同企業体
- (4)工 期 契約締結の日の翌日から平成28年4月28日まで
- (5)支出科目等 平成26年度 墨田区一般会計 区民生活費 文化振興費  
北斎館建設費 工事請負費  
平成27年度 債務負担行為  
平成28年度 債務負担行為
- 4 (仮称)すみだ北斎美術館展示設営物製造請負契約
- (1)契約の目的 (仮称)すみだ北斎美術館展示設営物製造
- (2)履行場所 墨田区亀沢二丁目7番
- (3)契約金額 5億2,920万円
- (4)契約の相手方 株式会社丹青社
- (5)履行期間 契約締結の日の翌日から平成28年4月28日まで
- (6)支出科目等 平成26年度 墨田区一般会計 区民生活費 文化振興費  
北斎館建設費 委託料  
平成27年度 債務負担行為  
平成28年度 債務負担行為
- 5 旧木下川小学校解体工事(その1)請負契約
- (1)位 置 墨田区東墨田二丁目15番13号
- (2)契約金額 2億225万3,760円  
(予定価格2億5,281万7,200円)

- (3) 契約の相手方 株式会社関口興業
- (4) 工 期 契約締結の日の翌日から平成27年3月31日まで
- (5) 支出科目等 平成26年度 墨田区一般会計 民生費 老人福祉費  
老人福祉費 工事請負費

6 庁舎リフレッシュ計画に基づく熱源設備改修工事(その2)請負契約の一部変更について

(1) 変更理由

国土交通省直轄工事について、賃金等の上昇によりインフレスライド条項を適用する措置( )が講じられたことに伴い、区においても同様の措置を講ずるため、契約金額を変更する。

本年2月1日において残工期が2か月以上ある工事請負契約については、事業者からインフレスライド条項の適用の請求があったときは、その日以後の工期における請負代金額を変更する措置

インフレスライド条項の適用の請求日：2月21日

(2) 契約金額	変更前	6億3,929万2,500円
	変更後	6億4,311万1,199円
	差 額	381万8,699円

7 緑幼稚園新築工事請負契約の一部変更について

(1) 変更理由

国土交通省直轄工事について、賃金等の上昇によりインフレスライド条項を適用する措置が講じられたことに伴い、区においても同様の措置を講ずるため、契約金額を変更する。

インフレスライド条項の適用の請求日：3月3日

(2) 契約金額	変更前	2億1,718万6,200円
	変更後	2億2,248万4,508円
	差 額	529万8,308円

8 物品の買入れについて

(1) 買入れの目的 災害備蓄用

(2) 品目及び数量

ア	保存用ビスケット	3万7,120食
イ	保存用クラッカー	3万6,260食
ウ	発熱剤付アルファ米セット	5万4,350食
エ	飲料水(炊き出し用)	6,522本
オ	飲料水(飲用)	1,080本

( 3 ) 契 約 金 額 3 , 1 9 3 万 1 6 7 円

( 4 ) 契 約 の 相 手 方 株 式 会 社 ス ス ム 防 災

( 5 ) 支 出 科 目 平 成 2 6 年 度 墨 田 区 一 般 会 計 総 務 費 総 務 管 理 費  
防 災 対 策 費 需 用 費



## 職員の配偶者同行休業に関する条例概要

### 1 趣旨

職員の配偶者同行休業（職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするための休業）に関し必要な事項を定める。

### 2 申請

職員は、配偶者同行休業の期間及び外国に滞在する事由を明らかにして申請しなければならない。

### 3 承認

任命権者は、職員の申請に基づき、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、配偶者同行休業を承認することができる。

### 4 期間

3年を超えない範囲内の期間

当初の承認期間と合わせて3年を超えない範囲内で、1回に限り期間の延長が可能

### 5 対象事由

職員の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が6月以上にわたり次に掲げる事由により外国に住所等を定めて滞在することが見込まれる場合

外国での勤務

事業の経営など個人が外国で行う職業上の活動

外国の大学等における修学

から までに掲げるもののほか、これらに準ずる事由として任命権者が定めるもの

### 6 承認の取消し

配偶者と生活を共にしなくなったことその他次に掲げる事由に該当すると認めるときは、配偶者同行休業の承認を取り消す。

配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は上記5の事由に該当しないこととなったとき。

職員が妊娠出産休暇を取得したとき。

職員が育児休業を取得したとき。

### 7 施行期日等

公布の日



## 墨田区客引き行為等の防止に関する条例概要

### 1 目的

公共の場所における客引き行為等を防止するための必要な事項を定め、もって区民生活の平穩を保持するとともに、安全で安心な生活環境を確保することを目的とする。

### 2 運用上の留意点

この条例の適用に当たっては、区民等又は事業者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならない。

### 3 区等の責務

区は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の防止に係る意識啓発の推進、区民等又は事業者が行う自主的な活動の支援等必要な施策を実施するものとする。

区は、の施策の実施に当たり、警察その他の関係機関との協力及び連携を図るものとする。

区民等及び事業者は、客引き行為等を防止するため、の施策に協力するよう努めるものとする。

### 4 客引き行為等の禁止

何人も、公共の場所において客引き行為（ ）をしてはならない。

何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人に客引き行為をさせてはならない。

人の身体に触れ、通行を妨げ、身辺につきまとう等執ような方法により、客となるように人を誘う行為をいう。

### 5 ピンクちらし配布行為等の禁止

何人も、公共の場所においてピンクちらし（ ）を配布し、若しくは掲示し、みだりに人の住居等にピンクちらしを配り、若しくは差し入れ、又はこれらの行為を行う目的でピンクちらしを所持してはならない。

何人も、対償を供与し、又は供与の約束をして、他人にピンクちらし配布行為等をさせてはならない。

性的好奇心をそそる写真等を掲載したちらし、ビラ等をいう。

## 6 指導

区長は、客引き行為等又はピンクちらし配布行為等をしていると認められる者に対し、口頭で当該行為を中止するよう指導することができる。

区長は、あらかじめ指定する者に、 による指導を行わせることができる。

## 7 警告

区長は、客引き行為等又はピンクちらし配布行為等を行った者に対し、当該違反行為を中止するよう警告することができる。

区長は、警告を行おうとする場合において必要があると認めるときは、当該違反した者及びその者に当該違反行為を委任し、又は命令したと認められる法人の代表者又は人に対して、資料の提出を求める等必要な調査を行うことができる。

## 8 公表

区長は、7 による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

区長は、 により公表された者の営業その他の業務の用に供するための場所を提供している土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表された違反行為に係る事実を通知することができる。

## 9 過料

区長は、7 による警告を行った場合において、当該警告を受けた者が正当な理由がなく当該警告に従わなかった場合は、5万円以下の過料を科することができる。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対しても の過料を科することができる。

## 10 施行期日等

本年12月1日

## 墨田区特別区税条例の一部を改正する条例（案）概要

項	目	改 正 案	現 行	施行期日	
特別区民税	1	公益法人等に対する譲渡所得等に係る課税の特例の見直し	右記の特例の対象となる公益法人等と合併した他の公益法人等が、合併後に非課税の特例の適用を受けた財産があることを知った日から2月以内に非課税承認を継続する届出を行った場合は、当該合併後の公益法人等を右記の特例の対象とする。	当分の間、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の対象となる財産が、公益目的事業の用に供されなくなったこと等、一定の事由により非課税承認が取り消された場合には、寄附した者が本来負担すべき譲渡所得等に係る区民税の所得割を、当該寄附を受けた公益法人等に対して課すこととする。	平成27年1月1日
	2	肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限の延長	右記の特例の適用期限を3年延長し、平成30年度までとする。	肉用牛の売却による事業所得について、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合におけるその超える部分の所得に係るものを除き、所得割を課さないこととする。 適用期限：昭和57年度から平成27年度まで	公布の日（平成28年度分から適用）
	3	優良住宅地等に係る長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長	右記の特例の適用期限を3年延長し、平成29年度までとする。	優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資すると認められる土地等の譲渡について長期譲渡所得の課税の特例を適用する。 適用期限：昭和63年度から平成26年度まで	公布の日（平成27年度分から適用）
1	税率の見直し	軽自動車税の税率を次のように引き上げる。 1 原動機付自転車 総排気量が0.05リットル以下又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（に掲げるものを除く。） 年額2,000円 総排気量が0.05リットル超0.09リットル以下又は定格出力が0.6キロワット超0.8キロワット以下の2輪車 年額2,000円 総排気量が0.09リットル超又は定格出力が0.8キロワット超の2輪車 年額2,400円	1 原動機付自転車 総排気量が0.05リットル以下又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（に掲げるものを除く。） 年額1,000円 総排気量が0.05リットル超0.09リットル以下又は定格出力が0.6キロワット超0.8キロワット以下の2輪車 年額1,200円 総排気量が0.09リットル超又は定格出力が0.8キロワット超の2輪車 年額1,600円	平成27年4月1日	

総排気量が0.02リットル超又は定格出力が0.25キロワット超の3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。） 年額3,700円

2 軽自動車及び小型特殊自動車

軽自動車

区 分			年 額
2 輪			3,600円
3 輪			3,900円
4 輪 以上	乗 用	営業用	6,900円
		自家用	10,800円
	貨物用	営業用	3,800円
		自家用	5,000円
専ら雪上を走行するもの			3,600円

3輪以上の軽自動車(専ら雪上を走行するものを除く。)については、平成27年4月1日以後に最初の車両番号の指定を受けたものから適用

小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額2,400円

その他のもの 年額5,900円

3 小型自動車(2輪) 年額6,000円

総排気量が0.02リットル超又は定格出力が0.25キロワット超の3輪以上のもの（総務省令で定めるものを除く。） 年額2,500円

2 軽自動車及び小型特殊自動車

軽自動車

区 分			年 額
2 輪			2,400円
3 輪			3,100円
4 輪 以上	乗 用	営業用	5,500円
		自家用	7,200円
	貨物用	営業用	3,000円
		自家用	4,000円
専ら雪上を走行するもの			2,400円

小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額1,600円

その他のもの 年額4,700円

3 小型自動車(2輪) 年額4,000円

2 税率の特例の創設

当分の間、3輪以上の軽自動車について、初めて車両番号の指定を受けた月から14年を経過した月の属する年度分以後の税率を次のとおりとする。

区 分			年 額
3 輪			4,600円
4 輪 以上	乗 用	営業用	8,200円
		自家用	12,900円
	貨物用	営業用	4,500円
		自家用	6,000円

〔新設〕

平成28年4月1日

平成26年度 墨田区一般会計補正予算(第3号)概要

I 歳入歳出予算補正

補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
106,814,000	906,400	107,720,400

◇ 歳 出	<b>906,400</b> 千円	
1 総務費		36,000千円
(1) 徴税費		36,000千円
・ 区税の過誤納等返還金追加	36,000千円	
2 区民生活費		30,000千円
(1) 区民諸費		30,000千円
・ 私立幼稚園施設整備資金貸付事業費追加	30,000千円	
3 民生費		996,800千円
(1) 社会福祉費		773,600千円
・ 臨時福祉給付金給付事業費	773,600千円	
(2) 児童福祉費		223,200千円
・ 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費	223,200千円	
4 教育費		△156,400千円
(1) 中学校費		△156,400千円
・ 校舎改築事業費減額	△156,400千円	

◇ 歳 入	<b>906,400</b> 千円	
1 国庫支出金		996,800千円
(1) 国庫補助金		996,800千円
・ 臨時福祉給付金給付事業費	773,600千円	
・ 子育て世帯臨時特例給付金給付事業費	223,200千円	
2 特別区債		△156,000千円
(1) 特別区債		△156,000千円
・ 学校施設建設等事業費減額	△156,000千円	
3 繰越金		65,600千円
(1) 繰越金		65,600千円

II 債務負担行為補正  
(変更)

事 項	(単位:千円)	
	変 更 前 限 度 額	変 更 後 限 度 額
校舎改築事業 (吾嬭第二中学校)	1,589,000	1,944,000
弓道場移設事業	80,000	85,000

III 特別区債補正  
(変更)

起債の目的	(単位:千円)	
	変 更 前 限 度 額	変 更 後 限 度 額
学校施設建設等事業	1,032,000	876,000